

分譲マンションにおける独居認知症高齢者のための防災について  
—独居認知症高齢者等に関する対応マニュアルの指針に関する研究—

研究協力者 角田光隆 神奈川大学法学研究科・法学部教授

## 要旨

前年度に実施したアンケート調査およびインタビュー調査の分析を行い、これに関連して、よこはまマンション防災ネットワークの取組、各マンションの取組事例、小規模マンションの事例、インクルーシブ防災の重要な視点について論じた日本マンション学会の学会誌第80号「特集 インクルーシブ防災」について、独居認知症高齢者に焦点を当てて分析し直した。

この分析の内容は、独居認知症高齢者と管理組合・自治会に対するアンケート調査、独居認知症高齢者と管理組合・自治会に対する訪問調査と行政等の取組、独居認知症高齢者とよこはまマンション防災ネットワークの取組、独居認知症高齢者と各マンションの取組事例・小規模マンションの事例、独居認知症高齢者とインクルーシブ防災の重要な視点において記載した。

今まで独居認知症高齢者が強く意識されてこなかったことがアンケート調査およびインタビュー調査から分かった。しかし、このことは独居認知症高齢者のための取組を実施していないということではなく、要配慮者のことは意識されてきており、相応の対策が採られてきた。すなわち、個別に独居認知症高齢者を意識した施策が十分になされてこなかったのである。

今後は、独居高齢者が増加し、しかも認知症をなる人も増加することを考慮して、独居認知症高齢者を意識した対策を講ずるのが良いと思う。このためのきっかけとなる視点を論じておいた。この視点は、前述した分析の内容の各所で論じている。

独居認知症高齢者のデータを得られている別のアンケート調査およびインタビュー調査と防災庁設置準備アドバイザー会議の結果なども考慮して、日本マンション学会の学会誌第80号「特集 インクルーシブ防災」の内容を修正して単行本として出版する。これによって独居認知症高齢者を意識した防災対策を示すことができると思う。この防災対策の波及効果も示す予定である。

## 1. はじめに

前年度において、「NPO 法人かながわマンションネットワーク」の仲介によって神奈川県全域の管理組合・自治会に対するアンケート調査およびインタビュー調査を行い、調査内容を概観した。

今年度は、日本マンション学会の学会誌第80号「特集 インクルーシブ防災」において、アンケート調査およびインタビュー調査の分析を行い、よこはまマンション防災ネットワ

ークの取組、各マンションの取組事例、小規模マンションの事例、インクルーシブ防災の重要な視点について論じた。なお、本報告書で述べる論文と文献は、日本マンション学会の学会誌第80号「特集 インクルーシブ防災」に掲載されている。

本稿は、諸般の事情により独居認知症高齢者に限定できなかった公表済みの「特集 インクルーシブ防災」の内容の単なる要約ではなく、その内容を主に独居認知症高齢者に焦点を当てて分析し直すことを目的としたものである。しかし、アンケート調査およびインタビュー調査においては、独居認知症高齢者の存在自体を明確に確認できた部分は非常に少なかったことをお断りしておく。

別のアンケート調査およびインタビュー調査を実施中であり、これは独居認知症高齢者のデータを得ることができているが、調査自体は完了していない。また、防災庁の設置に関連した施策を検討する防災庁設置準備アドバイザー会議が進行中である。

これらの成果を踏まえて、日本マンション学会の学会誌第80号「特集 インクルーシブ防災」の内容を修正して単行本として出版する。この出版が独居認知症高齢者に関する施策の一助になれば良いと考えている。この施策は、分譲マンションにおける他の取組に良い影響を与える可能性がある。出版計画のある単行本において、この可能性についても論じておく予定である。

## 2. 独居認知症高齢者と管理組合・自治会に対するアンケート調査

アンケート調査の結果の全体の傾向から、独居認知症高齢者のための管理組合・自治会の取組を検討する。その際に、アンケート調査事項の一部だけに限定して行うことにする。

要配慮者名簿の作成・更新について回答者の約65%が行っていない。したがって、独居認知症高齢者がいるのか否かを把握していないマンションが多いことを示している。

要配慮者名簿を作成・更新して初めて、これを防災マニュアルに反映した対策を講ずることができる。したがって、要配慮者名簿を作成・更新が行われていることが少なければ、独居認知症高齢者に関する防災マニュアルにおける対策も行われていないという推測が成り立つ。

要配慮者名簿を兼ねた居住者名簿の回収率が96%のマンションがある。このマンションは要配慮者に対する良い防災対策を講じているので、要配慮者の情報収集をすることがしかりとした防災対策を講ずる上で不可欠であるが分かる。したがって、独居認知症高齢者を示した要配慮者名簿の作成・更新が必要である。

福祉避難所の知っているのか否かについて回答者の約80%が知らないとする。したがって、このことは、在宅避難ではなくて他の場所に移すのが適している場合に、独居認知症高齢者を把握して適切な場所に移動させる取組ができないことを意味する。福祉避難所の存在を知ってもらうために、自治体はしっかりした情報提供をする必要がある。福祉避難所の存在を知って初めて要配慮者に対する認識も深まる場合がある。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通の取組について回答者の約47%が実施して

いない。通常時の居住者間の意思疎通の場において、交流の相手がどんな人でどんな状態であるのかを知ることができる。たとえ要配慮者名簿への記載がなくても独居認知症高齢者であるのか否かを推測できる。もし独居認知症高齢者であることが推測できれば、防災マニュアルにおいて対策を講ずる余地がある。したがって、災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通の取組が半分ほどに過ぎないことは、独居認知症高齢者の存在に気付かず、防災マニュアルにおいて対策を講ずることが少なくなることを意味する。したがって、通常時の居住者間の意思疎通を増やすことが望ましい。

自治体の要配慮者名簿を踏まえた個別避難計画について回答者の約77%が協力をしていないとする。この結果については、自治体が個別避難計画を実施していないか、あるいは、個別避難計画を実施していたとしても、個別避難計画の対象となっていない場合がありうる。したがって、その結果は、マンションの個別の行為の結果だけではない。自治体の取組も考慮して、要配慮者名簿を踏まえた個別避難計画が消極的であると推測できる。

要配慮者名簿を踏まえた個別避難計画について、一人暮らし高齢者を対象としている自治体がある。この場合は独居認知症高齢者を含むことになる。自治体は一人暮らし高齢者を対象とする施策を講じ、マンションはこの施策に協力するのが良い。

高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法について回答者の約74%は知らないとする。したがって、独居認知症高齢者の接し方などの対応方法を知らない者が多いと推測できる。独居認知症高齢者を示した要配慮者名簿の作成・更新、独居認知症高齢者に福祉避難所を紹介すること、災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通、自治体の要配慮者名簿を踏まえた個別避難計画への協力に関連して、独居認知症高齢者の接し方などの対応方法を知っておくことが必要である。したがって、独居認知症高齢者の接し方などの対応方法を知る取組を実施することが望ましい。

### 3. 独居認知症高齢者と管理組合・自治会に対する訪問調査と行政等の取組

訪問調査事項の一部に限定して、訪問調査の結果から独居認知症高齢者のための管理組合・自治会の取組を検討する。これに伴って行政等の取組にも言及しておく。

#### 3. 1 防災対策、防災マニュアルの作成、要配慮者名簿の作成・更新

訪問調査したマンションの多くは、災害時行動計画や防災マニュアルなどに要配慮者の支援を記載し、この取組に関連して要配慮者名簿を作成し更新している。独居認知症高齢者という特定はないが、要配慮者の中に独居認知症高齢者が入っていると推測する。要配慮者という大きな枠組みの中で個別に特定して個別の対応をする方向性が正しいと考える。したがって、独居認知症高齢者を特定化し支援できるようにしておくのが望ましい。

マンション独自の要配慮者名簿のほかに、自治体の避難行動要支援者名簿がある。情報不足を補うという理由などから両方を利用するのが良いとする意見は妥当である。マンション独自の要配慮者名簿の作成・更新がなされない場合も考慮して、自治体の避難行動要支援

者名簿は、独居認知症高齢者に対応できるようにしておいた方がよい。

### 3. 2 災害時の避難場所・ハザードマップなどの周知、福祉避難所の認識

訪問調査をしたマンションは、災害時の避難場所・ハザードマップなどの周知を行い、福祉避難所も知っていた。しかし、福祉避難所の収容人数から福祉避難所を利用できないと述べたマンションや高齢者等に福祉避難所の情報を提供していないマンションがあった。

したがって、重度の要配慮者に限定せず、軽度の独居認知症高齢者も利用できる福祉避難所のスペースを確保できるように工夫し、独居認知症高齢者の在宅避難者が福祉避難所を利用する際の手続きを知らせることが必要であると考え。この手続きが分からない場合は、適切な支援をするのが望ましい。

福祉避難所に行けない場合や行かない場合に備えて、在宅の独居認知症高齢者への医療・福祉体制を整えておくのが望ましい。

### 3. 3 災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通の取組

訪問調査をしたマンションは、災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通を行っている。通常時の居住者間の意思疎通が全員参加の形式で行われる以上は、独居認知症高齢者も参加していると推測する。独居認知症高齢者は人との交流をせずに自宅に引きこもる性質があるので、独居認知症高齢者に配慮した災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通が行われることが望ましい。

### 3. 4 高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等のための災害時の集会室等の利用

訪問調査をしたマンションの多くは、災害時に集会室等の利用を認めている。集会室等に移動する必要がある場合には、集会室等では独居認知症高齢者に配慮した対応が望ましい。

災害時に集会室が災害対策本部になるために利用できない場合があるが、この場合には独居認知症高齢者に配慮した代替手段を講じるのがよいであろう。

### 3. 5 自治体の要配慮者名簿の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の個別避難計画への協力

訪問調査をしたマンションは、個別避難計画への協力はなしとする。ただし、視覚障がい者や身体障がい者などの人を念頭に自発的に計画して訓練をしている場合があるとする。

前述したように、個別避難計画への協力が無いのは、自治体が個別避難計画を実施していない場合、自治体が個別避難計画を実施していても個別避難計画の対象としていない場合、高齢者等の要配慮者が自治体の要配慮者名簿に登録をしていない場合が考えられる。

独居認知症高齢者の場合は、これらのいずれの場合にも当てはまる可能性がある。前述したように、一人暮らし高齢者も、管理組合・自治会が自治体の要配慮者名簿の作成を踏まえた個別避難計画に協力する対象者とするのが望ましい。また、独居認知症高齢者が自治体の

要配慮者名簿に登録をするように支援するのが良い。

このような段階に至るまでは、マンション内で独居認知症高齢者を対象とした自発的な計画に基づく避難訓練をしておくのが望ましい。

### 3. 6 高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の対応方法

訪問調査をしたマンションは、高齢者等の対応方法を知っている場合と知らない場合に分かれていた。前者の場合は、居住者の中に看護職・福祉職の人や防災士がいる場合であり、これらの人たちから情報を得ていることが理由となっている。

しかし、認知症に関する一般的な対応方法を知っているが、認知症の種類と接し方を十分に知らず、認知症に関する知識はまだ普及していない。このような状態であるので、独居認知症高齢者の対応方法に関する知識を十分に持っているとは言えないと推測する。

また、居住者の中の看護職・福祉職の人のリスト化と組織化も十分になされていない。ただし、自治会が防災士の資格取得の費用を支出している場合は、よい事例である。

認知症の種類と接し方を知るために、管理組合・自治会は、高齢者等の対応方法に関する情報を収集することが望ましい。自治体は、高齢者等の対応方法に関する情報を管理組合・自治会にしっかりと伝わるように工夫して提供する必要がある。高齢者等の対応方法に関する情報を得ることによって、管理組合・自治会は、防災対策を円滑に行うことができると考える。

これらを支援するしくみとして、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO 法人等が関与することが考えられる。これらの組織に独居認知症高齢者の対応方法に関する知識を提供することも必要なことである。

### 3. 7 高齢者（認知症の人を含む）・障がい者等の支援策

訪問調査をしたマンションは、高齢者等の支援策を実施している場合と実施していない場合に分かれていた。

前者の場合は、手すりの設置などのバリアフリーやエレベーター故障時に利用される障がい者等のための階段移動用の補助用具を常備することなどである。この措置は、独居認知症高齢者にも役立つと思う。また、「みずほサポートクラブ」という名の高齢者支援組織があるマンションがあった。この取組も、後述するように、独居認知症高齢者に役立つと思う。

後者の場合に、高齢者等の居住者の独自の情報網がないことを理由としている場合があった。この場合は、独居認知症高齢者を含めた要配慮者名簿の作成・更新やコミュニティ活動などを実施して情報収集するのが良いと思う。

### 3. 8 在宅避難者等の支援と連携

マンションの居住者の多くは、災害時に在宅避難をする。独居認知症高齢者を含めた要配慮者は福祉避難所に避難するのが良いが、在宅避難を選択するかそうせざるを得ない場合

がある。したがって、独居認知症高齢者は在宅避難への備えをしておくのが望ましい。

在宅避難者については、内閣府の「在宅避難・車中泊避難者等の支援の手引き」に基づき、在宅避難の要配慮者に適切な支援が行われるようにすべきであると考え。ただし、同手引きは独居認知症高齢者について具体的な対応を書いていないので、補充されるべきであると考え。

在宅避難の要配慮者の支援は、要配慮者が居住する自治体によってだけでなく、地域、民間の支援団体等によってもなされる。要配慮者は、従来の避難所以外の支援拠点から、水・食事・物資などの提供を受ける。支援拠点は、団地やマンション内に作ることもできる。支援拠点を作るのは、自治体、自治会、自主防災組織などである。

以上のことは、独居認知症高齢者に配慮した方法でなされるべきである。

### 3. 9 災害ケースマネジメント

内閣府の「災害ケースマネジメント実施の手引き」によれば、災害ケースマネジメントは、発災直後から、自治体が社会福祉協議会、NPO法人、自治会や自主防災組織などと連携して、被災者となった在宅避難の要配慮者などの被災状況や生活状況の課題を個別の相談などにより把握し、避難者の対応、災害関連死の防止、被災者の生活再建等の早期実現などの課題の解決に向けて継続的に支援する被災者の自立や生活再建を進めるものである。

被災者の中には、独居認知症高齢者も含まれる。したがって、独居認知症高齢者の被災状況や生活状況の課題を個別の相談などにより把握し、課題の解決に向けて継続的に支援する被災者の自立や生活再建を進めるのが望ましい。

### 4. 独居認知症高齢者とよこはまマンション防災ネットワークの取組

よこはまマンション防災ネットワークの取組は、インクルーシブ防災の意義を理解しているが、必ずしも直接的に独居認知症高齢者を対象とした取組を行っているわけではない。しかし、同ネットワークの取組は、独居認知症高齢者を対象とした取組の前段階の一般的な取組として意義を持っていると思う。同ネットワークの取組の中で注目しておきたい視点を紹介して、独居認知症高齢者の対策に寄与できる側面に言及しておくことにする。

よこはまマンション防災ネットワークは四つの団体から成り立っているが、特色のある二つの団体の取組を紹介して、独居認知症高齢者との関連に言及する。

NPO法人かながわ311ネットワークは、インクルーシブ防災を①発災時の安全確保、②マンションで過ごす被災生活、③早期の住宅復旧を分けて考えている。①の場合は、家具や家財の整理、固定などの室内の安全確保、特に寝室の安全確保を挙げる。②の場合は、見守りが効果的であるとする。

さらに大規模災害に備えた今やっておくべきことを指摘する。たとえば、自宅の耐震対策と物資の備蓄、初動対応が採れる分かりやすい手順書の作成と訓練、安否確認訓練と災害対策本部の立ち上げ訓練、管理会社以外にも災害時の相談に乗ってくれる組織と情報交換し

ておくこと、居住者の中の専門家の協力、災害時要援護者を含め災害時の助け合いのために日頃から声をかけやすい関係性を作っておくことなどである。

これらの①②③と大規模災害に備えた今やっておくべきことは、独居認知症高齢者自身に当てはまること、独居認知症高齢者も対象とする事項である。独居認知症高齢者自身に当てはまることであって一人でできない場合は独居認知症高齢者を支援するのが良いであろう。

特定非営利活動法人横浜マンション管理組合ネットワークは、小冊子「大地震が起きたら管理組合はどうする？」を発行した。この小冊子の内容を概観し、独居認知症高齢者との関連性を指摘する。

備え編の「人」の準備として、「居住者名簿」および「要援護名簿」を備えること、非常時に対応できるリーダーの育成等を行うこと、「人材」探しを積極的に行うことを挙げる。その他に、「もの」の準備、「情報取得・発信」の準備、「エレベーター閉じ込め」の備えを挙げている。

「居住者名簿」および「要援護名簿」は独居認知症高齢者を把握するために必要であること、独居認知症高齢者のことを理解できる非常時に対応できるリーダーの育成等を行うことが必要であること、「人材」探しに関して採り上げられている任期のない常設の防災組織が継続的に独居認知症高齢者に関わることができるので必要であることを指摘しておきたい。

在宅被災生活編として、「在宅避難」を勧めること、「長期にわたる在宅被災生活」を工夫することを挙げる。「長期にわたる在宅被災生活」において、「とにかく水は運びにくい」、「食べ物は無い」、「ガスはなくなる」、「着替えが無い」、「足場が悪くなる／埃は舞う」、「気持が弱ってしまう」ことを挙げている。

災害があってもマンションに住めれば「在宅避難」を勧めることが良いが、独居認知症高齢者が住戸内で孤立しないように配慮することが望ましい。「長期にわたる在宅被災生活」の中の「食べ物は無い」に対しては個人で食料の備蓄、「着替えが無い」に対しては個人で着替えの備蓄、「足場が悪くなる／埃は舞う」に対しては個人で厚手の靴の準備、雨除け、風除け、埃除けのためのレインコートの準備はしておく必要がある。独居認知症高齢者がこれらの準備ができない場合は支援するのが良い。「気持が弱ってしまう」に関連して、住宅被災計画を作成して独居認知症高齢者とともに被災生活ができるように準備をしておくことが望ましい。

復旧編として、「応急修理制度」の活用、自治体が認定する「り災証明」、建物被害の判定方法を挙げる。

これらの内で、「応急修理制度」の活用と自治体が認定する「り災証明」は、個別世帯を対象としている。独居認知症高齢者が自分自身で手続きをすることになるが、自分自身でできない場合は、独居認知症高齢者を支援するのが望ましい。

合意形成・意思決定編として、復旧、建替え、マンション敷地売却制度、政令指定災害に

おける再建等を挙げる。

独居認知症高齢者がこのような決議に参加する場合がある。独居認知症高齢者が一人でできない場合には、独居認知症高齢者を支援するのが望ましい。

#### 5. 独居認知症高齢者と各マンションの取組事例・小規模マンションの事例

各マンションの取組事例・小規模マンションの事例の中で特色のある取組事例を紹介して、独居認知症高齢者との関連に言及する。

レイディアントシティ本郷台の事例は、論文の中のマンション防災活動の実務課題で述べられた範囲内で独居認知症高齢者の対応に言及する。

居住者名簿に関して、居住者名簿の取得状況が全世帯の80%であり、この内の3.5%が高齢（要支援・要介護、1人暮らし）や障がい等を持っている者であるとする。この情報に基づいて、要援護者の自宅を巡回して避難誘導やストレッチャー操作を確認する訓練を行っているとする。独居認知症高齢者に合った避難誘導等が望ましい。

要配慮者を正確に把握するためには、居住者名簿の取得状況を100%に近づける必要がある。レイディアントシティは法改正により居住者の届出義務を定めるべきであるとするが、よこすか海辺ニュータウンソフィアステシアの居住者台帳の回収率が96%である。居住者の届出義務の法制化ができない場合は、ソフィアステシアの試みを参照するのが良い。前述したように、独居認知症高齢者の十分な対応をするためには、居住者名簿・要配慮者名簿によって正確な情報収集をしておくことが必要である。

また、レイディアントシティは、管轄行政が認定したマンション群で避難所ネットワークを形成する新システムを主張している。これは前述した在宅避難者等の支援と連携で指摘した従来の避難所以外の支援拠点を指している。このシステムの中で独居認知症高齢者の対応を図るのが良い。

県ドリームハイツは、防災マニュアル1において、地震が起こる前に備えをしておくこと、地震が起きた時の対処の仕方を知ること、地震が起きたあとの対応の仕方と行動を定めている。これらの内容は、独居認知症高齢者にも当てはまるものである。一人でできない場合は独居認知症高齢者を支援するのが望ましい。要援護者及び支援者の事前登録も定めている。この中には独居認知症高齢者も入ると推測する。

また、防災マニュアル2（ライフライン欠如対応）において、停電対応、水道断水対応、ガス供給遮断対応、電話不通対応、汚水下水管の破断対応、汚水排水管破損なしの確認方法も独居認知症高齢者に当てはまる。一人でできない場合は独居認知症高齢者を支援するのが望ましい。

災害時要援護者（要配慮者）への取り組みマニュアルは、直接的に要配慮者に関するものである。このマニュアルは、要援護者自らの取組と災害対策本部及び県ドリームハイツにおける取組から成っている。この要援護者の中には独居認知症高齢者も含まれると推測する。

ただし、災害時要援護者への取組みにおいて、支援ボランティアによる事前把握の不足という課題が指摘されている。このために、支援者を地域住民から募集して、保健・医療・介護・福祉等の経験者をデータ化したいという。これに伴って、災害時要援護者名簿と照合して、所在やニーズをマッチングさせる作業が必要であるとする。この作業にはかなり労力が必要であるとする。これらのことは、独居認知症高齢者の場合にも当てはまることである。

よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシアは、分譲マンションで初めて地域防災計画をつくり、防災の取組が全国的なモデルとなったマンションである。

ソフィアステイシアの防災の取組の核となるものは、要援護者名簿を兼ねている居住者台帳である。この回収率が96%であり、定期的に更新されている。居住者台帳には、氏名、性別、生年月日、血液型、自力避難に支障のある事項、常用薬、禁忌薬、かかりつけ病院名、病院等の所在地および電話番号、担当医師、診療科目・既往症、残存障害等、災害時帰宅困難者になる可能性の有無、緊急連絡先、困りごと情報に関する記載欄がある。この中に独居認知症高齢者という文言はないが、独居認知症高齢者も対象としていると考える。

居住者台帳の十分な整備があつてこそ、災害時要援護者の避難支援、災害時の居住者の安否確認体制、要援護者の避難計画と訓練が十分にできる。その際に、要配慮者の対応方法・接し方や災害時の集会室等の利用が関係してくる。

また、居住者台帳の十分な整備は、災害時以外の要配慮者の支援も可能になる。居住者台帳の整備にあたっては、災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通の試みが重要である。

これらの場合において、独居認知症高齢者という文言は出てこないが、要援護者の中に独居認知症高齢者も入る。

災害時要援護者の避難支援が、「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」、「わが家の防災ハンドブック」、「住民共助の防災読本 ソフィアステイシア危機管理マニュアル（2011年改訂版）」に記載されている。これらの中に独居認知症高齢者という文言は出てこないが、要援護者の中に独居認知症高齢者も入る。「わが家の防災ハンドブック」は、要援護者の時系列の発災後の避難支援を記載しているので非常に参考になる。

「令和5年度総合防災訓練出席・欠席回答書」には、災害時要援護者に該当する人の氏名・年齢のほかに、一人暮らしの高齢者・高齢者だけの世帯などの一斉避難訓練への参加に不安がある人の申告欄がある。これは、一人暮らしの高齢者への対応を考えている証拠となる。ここに認知症という文言は出てこないが、独居認知症高齢者も入ると考える。

災害時の居住者の安否確認体制については、「わが家の防災ハンドブック」と「令和5年度総合防災訓練実施案内及び実施要領」に記載されている。前述したように、これらの場合において、独居認知症高齢者という文言は出てこないが、要援護者の中に独居認知症高齢者も入る。

要援護者の避難計画と訓練について、自治体の要援護者名簿の作成を踏まえた要援護者の個別避難計画への協力依頼はないとするが、しかし、視覚障がい者や身体障がい者などの人のために自発的に計画して訓練をしているとする。独居認知症高齢者は例示されてい

ないが、独居認知症高齢者がいれば自発的に計画して訓練することが可能であろう。

要配慮者の対応方法・接し方について、横須賀共済病院を退職した看護師、救急救命士、防災士がいるので、独居認知症高齢者の対応方法・接し方を知っていると推測する。

災害時の集会室等の利用について、災害時に集会室、13階のゲストルーム、スカイラウンジを利用できる。独居認知症高齢者を排除していないので、独居認知症高齢者もこれらの施設を利用できると考える。

災害時以外の要配慮者の支援についても、独居認知症高齢者を排除していないので、独居認知症高齢者も支援の対象となるであろう。

災害時に備えた通常時の居住者間の意思疎通の試みとして、住民交流会、あいさつ運動、夏祭り、桜祭りなどがある。自治会の附置機関として長寿会は、会員相互が日常的な見守りや買物支援などを行っているとする。独居認知症高齢者も支援の対象となるであろう。

海老名みずほハイツ住宅の高齢者支援組織「みずほサポートクラブ」の主な活動は、洋服の直し・縫製、車いすの貸出し、病医院への送迎介助、生ごみや資源ごみの運搬、散歩の同行などの日常生活依頼事業である。しかし、同クラブは、避難所への送迎、会員宅に訪問して安否確認をすることなどの防災活動をしているとする。この場合に、独居認知症高齢者を排除していないので、独居認知症高齢者も支援の対象となるであろう。

## 6. 独居認知症高齢者とインクルーシブ防災の重要な視点

インクルーシブ防災の重要な視点とは、①高齢者（認知症の人を含む）と障がい者の範囲・対応方法・支援内容と情報収集、②高齢者（認知症の人を含む）と障がい者の自助、③要配慮者名簿の登録と整備、④コミュニティ活動と地域との連携、⑤高齢者（認知症の人を含む）と障がい者に配慮した防災マニュアルの作成、⑥高齢者（認知症の人を含む）と障がい者に配慮した防災訓練の実施と地域との連携、⑦防災士・民生委員等の専門家の関与と組織化、⑧合理的配慮・バリアフリーその他の環境整備、⑨福祉避難所の認識と周知、⑩高齢者（認知症の人を含む）・障がい者のための災害時の集会室等の利用、⑪災害時にエレベーターが利用できなくなった場合など的高齢者（認知症の人を含む）・障がい者の支援、⑫自治体の要配慮者名簿（避難行動要援護者名簿）の作成を踏まえた高齢者（認知症の人を含む）・障がい者の個別避難計画への協力、⑬避難所とは異なる在宅避難者の支援拠点、⑭災害ケースマネジメントへの協力、⑮自治体の災害の取組みへの協力、⑯外部の団体などの活動の情報収集と支援、⑰自治体、管理組合の団体その他の団体の支援制度の活用と研究機関の研究者との連携である。

これらはすべて独居認知症高齢者も考慮して述べているものである。